

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月14日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男

1 調達内容

（1）業務の名称

天神川流域下水道天神浄化センター植栽維持管理業務委託その2

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

契約締結日から令和7年12月15日まで

（4）業務の場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター

（5）入札方法

ア 入札は、紙入札による方法で実施する。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とすること。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和7年・8年度鳥取県植栽管理業務委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者であること。

（3）倉吉市及び東伯郡内に本店を有する者であること。

（4）この調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（5）この調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（6）造園技能士1級又は2級の資格者を有する者であること。

3 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班

電話 0858-35-4423

電子メール tottorigesui@t-tenjin.org

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 令和7年4月14日(月)から同年4月23日(水)までの間に公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページ(<http://www.t-tenjin.org>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

イ 交付期間及び交付時間

令和7年4月14日(月)から同年4月23日(水)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

ウ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時

令和7年4月24日(木) 午前10時15分

イ 場 所

(1)に同じ (天神浄化センター管理棟 2階小会議室)

4 入札参加者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格の条件を承知の上、入札に参加すること。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

6 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無
無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）業務の名称

天神川流域下水道天神浄化センター植栽維持管理業務委託その２

（２）業務の仕様

天神川流域下水道天神浄化センター植栽維持管理業務委託仕様書その２（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務の期間

契約締結日から令和７年１２月１５日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和７年・８年度鳥取県植栽管理業務委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者であること。

（３）倉吉市及び東伯郡内に本店を有する者であること。

（４）この調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（５）この調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（６）造園技能士１級又は２級の資格者を有する者であること。

3 契約する者

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男

4 入札手続等

（１）入札の手続に関する問合せ先

〒682 - 0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班

電 話 0858-35-4423

E-mail tottorigesui@t-tenjin.org

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 令和7年4月14日(月)から同年4月23日(水)までの間に公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページ(<http://www.t-tenjin.org>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

イ 交付期間及び交付時間

令和7年4月14日(月)から同年4月23日(水)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

ウ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時

令和7年4月24日(木) 午前10時15分

イ 場 所

(1)に同じ (天神浄化センター管理棟 2階小会議室)

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札説明書等に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、4の(1)の場所に令和7年4月17日(木)午後2時まで質問書を提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和7年4月18日(金)にインターネットのホームページ(<http://www.t-tenjin.org/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の提出書類を、入札日当日4の(4)の場所に持参し提出すること。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 提出書類

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 造園技能士1級又は2級の資格者の合格証書の写し

(3) 入札書(様式第3号)

(4) 委任状(様式第4号) (代理人をして入札させようとするときに限る)

8 入札条件

(1) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額は、契約申込金額(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。))とすること。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

- (2) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状（様式第4号）を提出しなければならない。
- (3) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入札書を入れ、密封して提出すること。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 再度入札は2回とする（初度入札と併せて3回とする。）。
- (6) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (7) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 委任状のない代理人の入札
- (3) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (4) 記名押印のない入札書による入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (6) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 契約書作成の要否

要

13 手続における交渉の有無

無

1 4 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

(6) 業務内容に関する説明会は、開催しない。

(7) 9 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 5 号）を 4 の（1）の場所に提出すること。

(様式第 1 号)

入札参加資格確認書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男 様

業務の名称：天神川流域下水道天神浄化センター植栽維持管理業務委託その 2

- 1 当社は、地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当するものではありません。
- 2 当社は、令和 7 年・8 年度鳥取県植栽管理業務委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有しています。
- 3 当社は、倉吉市及び東伯郡内に本店を有しています。
- 4 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、この調達の開札日までに指名停止措置を受けた場合には、入札を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）ではありません。
また、この調達の開札日までに各手続開始の申立てを行った場合は、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 6 当社は、造園技能士 1 級又は 2 級の資格者を有しています。

上記のとおり相違ないことを誓約し、入札への参加を申請します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

Ⓜ

(作成責任者)
所属・職・氏名
電話番号
FAX 番号
電子メールアドレス

(様式第2号)

令和 年 月 日

質 問 書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)
担当者部署
担当者氏名
電 話
F A X
電子メール

「天神川流域下水道天神浄化センター植栽維持管理業務委託その2」に係る下記事項について
質問します。

記

【質問事項1】

【質問事項2】

【質問事項3】

(様式第3号)

入 札 書 (第 回)

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号)、図面、仕様書及び現場等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

代理人 住 所

氏 名

⑨

業 務 の 名 称	天神川流域下水道天神浄化センター 植栽維持管理業務委託その2
履 行 場 所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 天神浄化センター
業 務 の 期 間	契約締結日から令和7年12月15日まで
入 札 金 額	金 円 (内、消費税及び地方消費税の額 円)

備考

1. 代理人をして入札を行う場合は、入札者欄と併せて代理人欄を記載すること。
その際、入札者欄の印影は不要とする。
2. 入札書は、封書にし表面に委託の名称、場所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
3. 入札金額は、算用数字で記載すること。

(様式第4号)

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

委 任 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

私は、下記の者を代理人と定め、「天神川流域下水道天神浄化センター植栽維持管理業務委託
その2」に係る入札の一切の権限を委任します。

受 任 者 住 所

氏 名

印

(注意) 契約保証金の免除を希望する落札者は、この書類(様式第5号)を落札決定後速やかに提出してください。

(様式第5号)

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

(申請者)
住 所
商号又は名称
役職及び氏名

印

(この申請に係る担当者及び連絡先)
所属・職・氏名
電 話 番 号
ファクシミリ
電子メールアドレス

令和7年4月14日付けで公告のあった下記案件の契約に係る契約保証金について、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第17条の規定により契約保証金の免除を受けたので、関係書類を添えて申請します。

記

業務の名称 天神川流域下水道天神浄化センター植栽維持管理業務委託その2

注1 申請者は、案件の契約を行う者(代表者又は代表者から契約の権限の委任を受けた者)とすること。

注2 保険会社との間に履行保証保険契約を締結している場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券(写し不可)を添付すること。

注3 国、地方公共団体その他の法人との契約に係る実績については、その実績(過去2年間に履行した実績に限る。)を証するもの(契約書写し等)を添付すること。